

令和5・6年度 上尾市少額等随意契約希望者登録申請の手引き

この登録制度は、市が発注する少額で内容が軽易な契約又は特定の業務の契約について、市内業者の受注機会を拡大することにより、市内経済の活性化を図ることを目的とするものです。令和5年度及び令和6年度に少額等随意契約の受注を希望する事業者は、以下の内容を確認の上申請してください。

※令和3・4年度に登録いただいている事業者の皆様も令和5年3月31日で登録期間が終了しますので、改めて申請が必要になります。

1 対象となる契約

- (1) 設計金額1件が130万円以下の工事請負契約
- (2) 設計金額1件が80万円以下の物品購入契約
- (3) 設計金額1件が50万円以下の業務委託契約
- (4) 特定の業務の履行に伴い、契約相手が特定される業務委託契約

2 登録できる要件

- (1) 上尾市内に主たる事業所（本店）を有する法人その他の団体又は個人であること。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。
- (3) 申請する業種について、埼玉県電子入札共同システムにおける令和5・6年度の競争入札参加資格者名簿に登録されていないこと。
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格又は許可等を有していること。
- (5) 暴力団員が、その事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者でないこと。
- (6) 市税を完納していること。

3 登録の申請書及び添付書類

登録に必要な下表に掲げる申請書及び添付書類は、表中の1~8の順に揃え、左上をホッチキス等で留めて申請してください。なお、添付書類はA4サイズに統一（必要に応じて縮小又は拡大複写）してください。

個人	法人	その他の団体	申請書及び添付書類	説明等
○	○	○	1 上尾市少額等随意契約希望者登録申請書(第1号様式)	①記入はボールペン等(黒)を使用すること。(筆記した文字等を容易に消すことができるボールペン等不可) ②住所又は所在地、商号又は名称、代表者の役職名、代表者氏名は、契約書の表記と同じとすること。
○	—	—	2 身分(元)証明書<写し可> ※申請日前3か月以内のもの。	①破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明する書類 ②本籍地の市区町村が発行したもの。
○	—	—	3 登記されていないことの証明 <写し可> ※申請日前3か月以内のもの。	①後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人でないことの証明 ②さいたま地方法務局本局が発行したもの。(支局・出張所では扱っていません。)
—	○	—	4 登記事項証明書 <写し可> ※申請日前3か月以内のもの。	①履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 ②さいたま地方法務局が発行したもの。
○	○	○	5 業務の履行に必要な許可又は資格を証する書類の写し	業務の履行に関し許可又は資格を要する場合に限る。
—	○	○	6 構成員名簿	役職名及び任期を記入すること。
—	—	○	7 事業内容がわかる書類	総会資料等
—	○	○	8 市税に未納がないことの証明書 <写し可> ※申請日前3か月以内のもの。	①市税に未納がないことを証明するもの。 ②上尾市役所証明書発行センター(本庁舎1階)が発行したもの。
○	—	—	9 市税に未納がないことの証明書 <写し可> ※申請日前3か月以内のもの。 ※住所地の納税証明書とする。	

※「その他の団体」とは、水利組合などの民法上の組合や任意の団体をいう。

※上記表中8及び9については、新型コロナウイルス感染症等の影響による納税猶予を受けている場合は、「徴収猶予許可通知書」（写し可）に替えることができる。

4 登録の申請書の記入

(1) 住所又は所在地

登録する事業所の所在地を記入する。

※丁目、番、号及び番地は、「—（ハイフン）」で記入する。

※「大字」や「字」は省略する。

(2) 商号又は名称

申請者が個人及びその他の団体の場合は登録する名称等を記入し、法人の場合は登録する商号（登記事項証明書に記載されたもの）を記入する。

※会社等の種類は、略記号を使わないこと。（例：（株）→株式会社）

(3) 代表者の役職名及び氏名

申請者が個人の場合は代表者を記入し、その他の団体及び法人の場合は役職名と氏名を記入する。（法人：登記事項証明書に記載された役職名と氏名とする。）

(4) 希望する業種

ア 「業種名・物品名」欄に記入する登録を希望する業種数は、5以下とする。

（工事・物品・業務委託のそれぞれの業種を合計）

イ 「コード」欄には、登録希望業種表のコード番号の中から選び記入する。

ウ 「業種説明・取扱品目・業務内容」欄には、登録希望業種表中から選び記入する。

※希望する取扱品目等が該当しない場合は、具体的な内容を記入する。

エ 「許可・免許の種類」欄には、業務履行に必要な許可又は資格の名称を記入する。

※建設業の許可を受けている場合は、許可機関及び許可番号を記入する。

5 登録の受付期間及び有効期間

(1) 受付期間

令和5年1月4日から令和5年2月28日まで（消印有効）

(2) 有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

6 隨時受付による登録の受付期間及び名簿登録日

(1) 受付期間

令和5年4月3日から令和7年2月20日まで随時

(2) 名簿登録日

毎月20日（当該日が休日の場合はその翌開庁日）までに申請書の提出がされた場合は、翌月1日に名簿の登録となります。

※20日を過ぎて申請書の提出がされた場合は、翌々月の1日の登録となります。

〈例〉6月25日に申請書の提出がされた場合は、8月1日の登録となります。

(3) 有効期間

名簿が登録された日から令和7年3月31日まで

7 変更・廃止届及び添付書類

登録している内容について変更又は廃止をした場合は下表に掲げる届出のほか、これらの事実を証する書類を添付してください。

個人	法人	その他の団体	届出及び添付書類	説明等
○	○	○	1 上尾市少額等随意契約希望者登録 変更・廃止届(第2号様式)	①記入はボールペン等(黒)を使用すること。(筆記した文字等を容易に消すことができるボールペン等不可) ②住所又は所在地、商号又は名称、代表者の役職名、代表者氏名は、契約書の表記と同じとすること。
○	○	○	2 変更又は廃止の事実を証する書類の 写し	事実を証する書類の例 ・所在地及び代表の変更の場合は、履歴 事項全部証明書など

8 変更・廃止届の記入

- ア 登録の一部を廃止する場合は、「変更」とする。
- イ 表上段の文章中の「変更・廃止」の該当するものを○で囲うこと。
- ウ 「変更事項」欄には、変更する内容を記入する。また、登録を廃止する場合は、「廃止」と記入する。
- エ 「変更前」欄には、登録している内容を記入する。
- オ 「変更年月日」欄には、変更又は廃止した年月日を記入する。

9 変更・廃止届の受付期間及び名簿登録日

- (1) 受付期間 令和5年4月3日から令和7年3月31日まで随時
- (2) 名簿登録日 届出の内容審査が終了した日

10 申請方法

申請書類の受付は郵送のみとなります。（随時受付は窓口に提出可）

郵送する場合は「書留」等、配達が確認できる方法でお願いします。

※封筒の表に「少額等随意契約希望者登録申請」と赤色で記入してください。

郵送先 〒362-8501 上尾市本町三丁目1-1
上尾市 契約検査課

11 名簿の公開

登録（変更・廃止を含む）後、上尾市ホームページに登録名簿を公開します。

○登録名簿に記載する内容

- ・商号又は名称
- ・住所又は所在地
- ・代表者の役職名及び氏名
- ・業種名

12 問い合わせ先

総務部契約検査課 電話048-775-5116（直通）